

せとしんポイントサービス規定

「せとしんポイントサービス」（以下、「本サービス」という）は、以下の要領で取り扱います。

1. 本サービスの内容

本サービスは、瀬戸信用金庫（以下、「当金庫」という）所定の申込書によりお申込みをいただいたお客様（第3項で定める申込資格を満たす方に限る、以下、「契約者」という）について、本サービスの対象となる各種取引をポイント（以下、「取引ポイント」という）化して累積し、年1回当金庫所定の日に取引ポイントの合計値を確定させ、当金庫所定の基準により、取引ポイントを現金化し、本サービスの指定普通預金口座（当該契約者本人名義の給与振込指定口座に限る、以下同様）にキャッシュバック（入金）します。なお、本サービスの申込特典として当金庫のATM時間外手数料を無料とします。

2. 本サービスの開始

- （1）お客様から所定の申込書類を受領し、登録を行った月から本サービスを開始します。
- （2）本サービスのお申込みは、お客様お一人につき当金庫で1申込みとします。ポイントの集計は、お申込み時に届出された申込店のお客様番号以外の取引は集計しません。
- （3）ATM時間外手数料無料化については、登録が完了した日から開始します。

3. 申込資格

当金庫本支店（インターネット支店を除く、以下同様）に普通預金の口座契約があり、次項で定める取引ポイントの累積期間内（1か年間）に、以下の取引条件を両方満たす個人の方（非居住者、任意団体を除く）とします。

- （1）給与振込のある方。
給与振込は、通帳の摘要欄に「給与」と表示されるものに限り、
但し、「給与」に加え「ボーナス」の振込もある場合は、二重集計は行いません。
- （2）カードローン契約がある個人。

4. 取引ポイント

- （1）年1回の取引ポイントの累積期間およびキャッシュバック日は、下表のとおりとします。

累積期間	キャッシュバック日
4月1日～翌年3月末日まで	5月末日

注：キャッシュバック日（5月末日）が休日の場合は、前営業日をキャッシュバック日とします。

- （2）取引ポイントの対象項目および付与基準は以下のとおりとします。
 - ① 累積期間内（1か年間）における取引について、取引ポイントとして毎月累積します。
 - ② 対象となる取引項目の有無、取引残高等は当金庫所定の基準で判定します。
 - ③ 給与振込、公共料金は、同種の複数取引を行っている場合、二重集計は行いません。

④ 対象となる取引項目と付与の基準は、下表の通りです。

取引項目	取引ポイントの付与基準（月間）	月間上限ポイント
給与振込	20ポイント （2か月に1回以上、振込実績があること）	20ポイント
カードローン契約	10ポイント	10ポイント
公共料金の口座振替 （五大公共料金）	五大公共料金（電気、ガス、水道、電話、NHK） 1項目について1ポイント （但し、引落実績があるもの）	5ポイント
中部しんきんカード発行の VISAカードの口座振替	3ポイント （但し、引落実績があるもの）	3ポイント
流動性預金月中平均残高 （注1）	月中の平均残高30万円以上・・・7ポイント	7ポイント
定期性預金残高（注2）	10万円以上 50万円未満・・・3ポイント 50万円以上 100万円未満・・・4ポイント 100万円以上・・・5ポイント	5ポイント
合計	月間上限	50ポイント

注1：流動性預金とは、普通預金（外貨普通預金を除く）・貯蓄預金・納税準備預金・通知預金をいいます。

注2：定期性預金とは、定期預金（外貨定期預金を除く）・定期積金をいいます。

※年間ポイント

月50ポイント × 12か月 = 年間600ポイント

1ポイント=5円

年間600ポイント=3,000円（年間最大キャッシュバック金額）

(3) ポイントの加算基準

取引項目	実績確認	ポイント加算基準
給与振込	実績2か月遡り確認	2か月に1回引落実績があれば毎月ポイント加算
電話、電気		
ガス、水道	実績4か月遡り確認	4か月に1回引落実績があれば毎月ポイント加算
NHK	実績13か月遡り確認	13か月に1回引落実績があれば毎月ポイント加算
VISA		
定期性預金残高		月末合計残高に応じてポイントが付与されます

- (4) 累積した取引ポイントを、5月末日のキャッシュバック日（当日が休業日の場合は、前営業日とする）に、本サービスの指定普通預金口座に1ポイントを5円に換算してキャッシュバック（入金）を行います。

5. 取引ポイントのお知らせ

- (1) A T Mで入出金取引等を行われた際は「ご利用明細票」に取引ポイントの残高を表示します。
- (2) 「ご利用明細票」へは、毎月末時点における取引ポイントの累積残高を、翌月10日以降に更新表示します。

なお、前累積期間の取引ポイントは、キャッシュバック日以降の取引ポイント削除日まで表示されます。

6. 契約終了

- (1) 契約者から取引店に対し、本サービスの解約申出があった場合、取引店で当該解約の申出を受理した時点で、本サービスの契約を終了させていただきます。この場合、それまで累積した取引ポイントの残高がある場合には、本サービスの契約を終了させていただいた時点で全て失効したものと取り扱わせていただきます。
- (2) 次の場合、契約者からの解約の申出によらず、本サービスの契約を終了させていただきます。この場合、当金庫から契約者への通知は行いません。また、それまで累積した取引ポイントの残高がある場合には、本サービスの契約を終了させていただいた時点で全て失効したものと取り扱わせていただきます。
 - ① 給与振込実績が3か月以上ない場合。
 - ② カードローン契約を解約された場合。
 - ③ 本サービスの指定普通預金口座を解約された場合。
 - ④ 契約者本人が亡くなられた場合。
 - ⑤ 当金庫所定の規定・規約等を履行されていない場合、およびその他相当の事由があると当金庫が判断した場合。

7. 本サービスの変更・中止

- (1) 取引ポイントの内容等を変更、追加、削除する場合には、店頭に掲示してお知らせいたします。
- (2) 金融情勢等の変化により本サービスを中止させていただく場合があります。この場合、あらかじめ当金庫本支店の店頭およびホームページに中止日等を掲示してお知らせいたします。

8. 譲渡・質入等の禁止

本サービスの権利は、譲渡・質入または第三者への貸与等はできません。

9. 取引ポイントの税務申告

本サービスの指定普通預金口座にキャッシュバック（入金）された金額は、税務上「雑所得」となり、税務申告が必要となりますのでご注意ください。

但し、年間の給与収入額が2,000万円以下の給与所得者で、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円以下の方は、確定申告をする必要はありません。（平成23年3月現在の税制による）

10. 準拠法・合意管轄

本規定の契約準拠法は日本法とします。なお、本サービスに関する訴訟については、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

以上

(平成23年4月1日制定)